

農業者の
みなさまへ

種苗に関する自家増殖の
ルールが変わります！

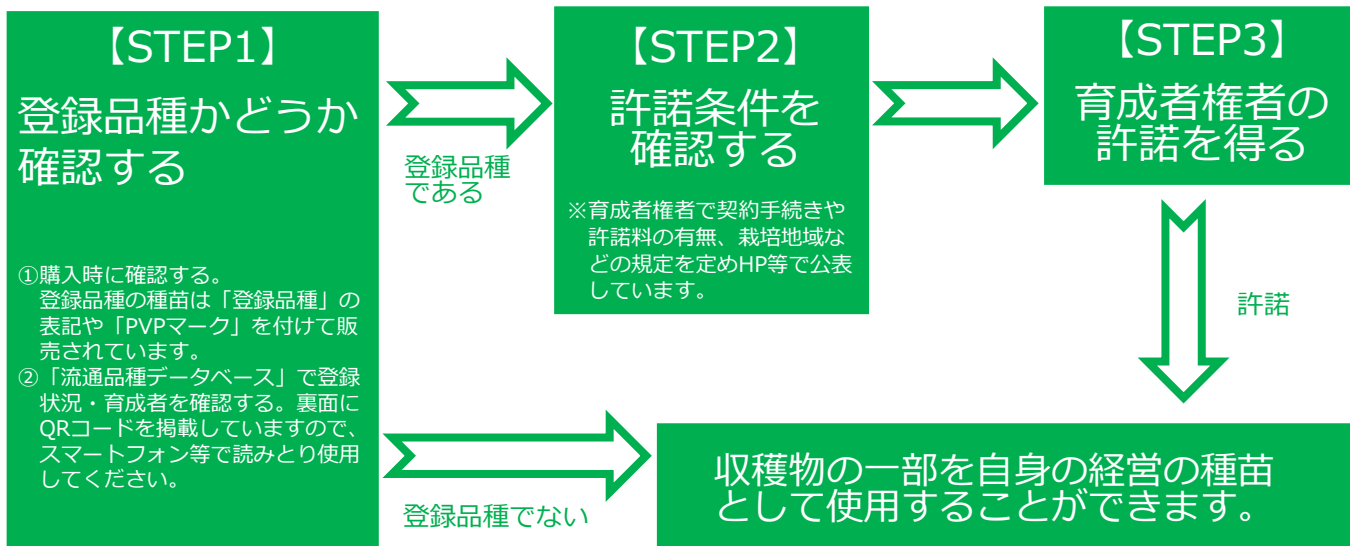


©岡山県マスコット「ももっち」

種苗法が一部改正され、 令和4年4月1日から 登録品種の自家増殖は 育成者権者の許諾が 必要になります

☞ 収穫物の一部を皆様の経営の種苗として使う際は、事前にその品種が登録品種であるかどうか、登録品種である場合は許諾条件を確認してください。

☞ 自家増殖を行う場合のチェックポイント



【ことばの説明】

登録品種とは種苗法で登録された品種のことで、**自家増殖**とは収穫した米を翌年の種籾にする、果樹の枝や芽を用いて接ぎ木苗を生産するなど収穫物の一部を自らの経営の種苗として使うことを言います。なお、登録品種では自家増殖した種子や苗を無断で他人に譲渡・販売することは種苗法改正前においても認められていません。

岡山県が育成した登録品種・出願品種の利用条件

☞ 一部品種を除いて岡山県が育成した登録品種・出願品種の自家増殖については、下記の「**種苗管理の遵守事項**」を条件に許諾し、手続き及び利用料を不要とします。なお、自家増殖した時点で、この遵守事項に同意されたものとみなします。

【種苗管理の遵守事項】

- ① 自己増殖により得た種苗は有償・無償を問わず第三者に譲渡しないこと
- ② 品種の特性を著しく損なうことのないよう、適切な種苗を選別して利用すること
- ③ 自己の農業経営に用いなかった種苗は、遅滞なく廃棄又は食用とすること
- ④ 自家増殖に関連する岡山県の調査に協力すること
- ⑤ 第三者から自家増殖した種苗を譲り受けたい又は譲渡したい旨の申出があった場合は、遅滞なく県に報告すること
- ⑥ 種子については、品質維持の観点から、数年ごとに更新を行うこと

表：岡山県が育成した登録品種・出願品種の利用条件

品目：登録品種名(商標名)	自家増殖の取扱い	種苗の海外持出
もも：おかやま夢白桃、さきがけはくとう 岡山PEH7号(白皇)、岡山PEH8号(白露) ナシ：岡山PER1号(晴香) 小豆：夢大納言、岡山ADZ1号(備中夢白小豆) 稲：あかおにもち イチゴ：岡山STB1号 リンドウ：岡山RND4号 ラークスパー：岡山LAR3号	許諾手続きなしで自家増殖可 (栽培地域等は県内限定)	不可
もも：白麗 ブドウ：オーロラブラック	許諾手続きなしで自家増殖可 (栽培地域等は国内限定)	不可
ブルーレースフラワー：岡山BLF1号 大豆：岡山SYB1号	不可	岡山BLF1号：可 岡山SYB1号：不可

岡山県以外の機関が育成し、県内で栽培されている主な登録品種

作目	品目：登録品種名(商標)
穀物	稲： <u>きぬむすめ</u> 小麦： <u>ふくほのか</u> 、 <u>せときらら</u> 大麦： <u>キラリモチ</u> 、 <u>スカイゴールデン</u> 大豆： <u>サチユタカ</u>
野菜	イチゴ： <u>おいこベリー</u> 、 <u>紅ほっぺ</u> 、 <u>かおり野</u>
果樹	ブドウ： <u>シャインマスカット</u> なし： <u>あまづき</u>

※ 赤字の品種は許諾手続き不要(無償)、青字の品種は許諾手続きが必要(無償)、緑字の品種は有償での許諾手続きが必要(令和4年3月18日時点)。許諾内容については育成者権者のHP等でご確認ください。

参考となるホームページ

☞ 種苗法の改正について【農林水産省】

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syubyouhou/index.html>



☞ 岡山県育成の登録品種の取扱い

<https://www.pref.okayama.jp/site/22/detail-69218.html>



☞ 流通品種データベース【JATAF】

<https://hinshu-data.jataff.or.jp/varieties/search?clear=1>



☞ 農研機構育成の登録品種の取扱い

<https://www.naro.go.jp/collab/breed/permission/index.html>



● 問い合わせ先 ●

・岡山県農林水産部農産課園芸振興班

電話：086-226-7425(直通) FAX：086-224-1278

・岡山県農林水産総合センター普及連携部産学連携推進課

電話：086-955-0273(直通) FAX：086-955-3269

※本資料の内容は令和4年3月現在のものです。品種情報や許諾条件等は必ず最新の情報を確認してください。